

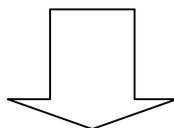
第三号議案

会則の改訂案について

現 行

(選定会員)

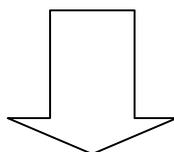
- 第10条 本会の運営を円滑にするために正会員の中より、選定会員を置く。
- 2、 選定会員の定数は、30名以上100名以内とし、その員数は理事会で決定する。
 - 3、 選定会員は、正会員及び理事の推薦に基づき、理事会の過半数の賛成によって選出される。
 - 4、 選定会員は、正会員の代表として総会に出席し決議をする権限を有する。
 - 5、 選定会員の任期は、就任後2年以内の最終の事業年度に関する定時総会終結までとする。



改 訂 案

第10条のうち5項の改訂を提案する。

- 5、 選定会員の任期は、就任後2年以内の最終の事業年度に関する定時総会終結までとし、再任を妨げない。



一 部 修 正 案

出席者より、下記の修正案の提案があり満場一致で承認された。

- 5、 選定会員の任期は、就任後2年とし、再任を妨げない。